

対象となる方に

ジェネリック医薬品による自己負担軽減可能額をお知らせします

協会けんぽ東京支部では、皆様のお薬代の負担の軽減や医療保険財政の改善につながることから「ジェネリック医薬品」の普及を推進しております。

ジェネリック医薬品について知っていただくため、本年6月下旬にお送りさせていただいた「**ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の自己負担の軽減可能額に関するお知らせ**」を**11月下旬にお送りいたします**。これは、皆様  
が処方されたお薬を「ジェネリック医薬品」に変更された場合に、どのくらいお薬代の自己負担額が軽減されると見込まれるかについて情報提供を行うものです。

ジェネリック医薬品とは？

「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」とは、これまで効き目や安全性が実証されてきた薬と同等と厚生労働省に認められた低価格なお薬です。

①薬代が安くなります

新薬（先発医薬品）は開発に多くの費用を要しますが、ジェネリック医薬品は、開発期間も短くて済むうえ、特許料が不要なため、その分価格も安くなっています。なかには、薬代として3割から5割以上安くなるものもあり、自己負担の軽減につながります。また、皆様が服用中の医薬品の1%がジェネリック医薬品に切り替えられるだけで、協会けんぽ全体の医療費支出が年間数十億円も削減できると期待され、今後の保険料率の上昇抑制にもつながります。

②安全性も品質も変わりません

ジェネリック医薬品は、これまで効き目や安全性が実証されている薬と主成分が同一であることなどが審査され、厚生労働省により製造・販売が認められた薬です。

③ジェネリック医薬品を使用するには？

ジェネリック医薬品は、医師から患者さんに処方される医療用医薬品です。（医療機関等の医師による処方せんが必要です。）希望する場合は、医師または薬剤師にご相談ください。ただし、全ての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。

「ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の自己負担の軽減可能額に関するお知らせ」の概要

1) 対象となる方

平成22年8月に健康保険で薬を処方された35歳以上の加入者のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に薬代の自己負担額が一定以上軽減されると見込まれる方。

ただし、前回（22年6月）にお送りした方には今回はお送りいたしません。

※健康保険証の記号番号が変更となった場合には対象となることもあります。

2) お知らせの内容

現在処方されているお薬の名前や、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の自己負担額の軽減可能額です。

また医師や薬剤師にジェネリック医薬品を希望していることを伝えやすくするための「ジェネリック医薬品希望シール」を同封しております。

※表面のシールをはがして健康保険証（表面）やお薬手帳などの余白部分に貼ってお使いください。

3) お知らせの時期

平成22年11月下旬にお送りする予定です。

4) 送付方法

●事業所にお勤めの方及びそのご家族の方

各加入者の皆さまへ親展で、事業所様あてに郵送いたします。

事業主様・ご担当者様におかれましては、加入者の皆さまへの配布をお願いいたします。

※被扶養者（ご家族）の方には、被保険者（ご本人）を通じてお渡しいただくことになります。

ご協力をお願いいたします。

※10月上旬現在のデータに基づいて作成するため、既に退職された方の通知が届く場合があります。

その際は、お手数ですが、同封の返信用封筒にて、協会けんぽへご返送いただきますようお願いいたします。

●任意継続被保険者の方及びそのご家族の方

各加入者の皆さまへ親展で、ご自宅に郵送いたします。

協会けんぽでは、医療費の適正化に向けた取り組みの一環として今後もジェネリック医薬品の使用促進を図ってまいります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

通知書例

ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の自己負担の軽減可能額に関するお知らせ

〇〇〇〇〇〇様

平成22年8月分の薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬代の自己負担の軽減可能額としては、

1,000円～

が見込まれます。

※平成22年8月分の処方実績をもとに、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の自己負担軽減可能額の見込み額を算出しています。100円未満は切り捨てています。  
※価格は高代のみを列挙しています。実際に医療機関や薬局へお支払いになる金額には、高代以外の診察費や調剤費に要する費用が加わります。

明細

この明細は、平成22年8月分の処方の実績をもとに、処方された医薬品（先発医薬品）と、主成分が同一のジェネリック医薬品に切り替えることで軽減できる自己負担額をご紹介します。

医師機関、薬局区分 先発医薬品名称	平成22年8月分の処方実績			高代（11 の割合）	ジェネリック医薬品に 切り替えることで 軽減できる自己負担額 （円）
	薬の単価	数量	単価		
薬局					
○錠5.5mg	141.7	30錠	4,650	1,270	420～
○錠5.5mg	83.7	30錠	2,510	650	350～
○錠0.2mg	72.5	30錠	2,175	650	270～
小計			2,670		1,040～
薬局					
○錠5.5mg	83.7	30錠	2,510	〇〇〇	〇〇〇～
ジェネリック処方分				〇〇〇	〇〇〇～
小計				〇〇〇	〇〇〇～
医師機関					
○錠5.5mg	141.7	30錠	4,650	〇〇〇	〇〇〇～
ジェネリック処方分				〇〇〇	〇〇〇～
小計				〇〇〇	〇〇〇～
合計			2,670		1,040～



全国健康保険協会（協会けんぽ）東京支部

協会けんぽ

検索

〒141-8585 東京都品川区大崎5-1-5高徳ビル4階 電話03-5759-8025(代表) <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

●協会けんぽ以外の加入者の方は、ご加入の各保険者（健康保険組合等）にお問い合わせください。

# 正しい健康保険証の使い方・上手なお医者さんのかかり方

医療費や傷病手当金などの保険給付費は、加入者・事業主の皆様が負担されている保険料と国からの補助金でまかなわれています。健康保険のしくみを理解し、病気やけがで医療機関にかかるときは、正しく健康保険証を使うように心がけましょう。

## 1 健康保険証の使い方 ～保険診療について～

医療機関は、窓口で提出された健康保険証によって、健康保険で診察を受ける資格がある患者かどうかを確認します。保険診療を受けるための資格があることの証明書ですので、日頃から大切に取り扱いましょう。

### 健康保険証は・

- \* 必ず医療機関窓口で提出しましょう。(70歳から74歳の方は、「高齢受給者証」も合わせて提出してください。)
- \* 退職などによって資格を喪失した場合は、資格喪失日(退職日の翌日)から無効になります。その場合は、すみやかに健康保険証を事業主に返却のうえ、医療機関にその旨お申し出ください。

### 健康保険で受けられないもの

健康保険証を提出すれば、すべて健康保険で診療が受けられるわけではありません。次のような場合は、健康保険の給付対象からはずされますので、ご注意ください。

- 業務上や通勤途上の病気やけが  
(労災保険の対象となりますので、事業所所在地を管轄する労働基準監督署までお問い合わせください。)
- 予防注射、健康診断など
- 正常な分娩
- 差額ベッド代、美容整形手術などの保険外診療

### 健康保険の給付が制限されるもの

健康保険の目的からはずれる次のような場合は、健康保険の給付の全部または一部が制限されます。

- 故意の犯罪行為または故意に事故(病気、けがなど)を起こしたとき
- けんか、泥酔、著しい不行跡により事故を起こしたとき
- 正当な理由がなく、医師などの療養の指導に従わなかったとき
- 詐欺、その他不正な行為で保険給付を受けるまたは受けようとしたとき

## 2 上手なお医者さんのかかり方

国民の医療費が増加し続けている要因には、高齢者人口の増加もありますが、軽症にも関わらず休日や夜間に受診したり、飲みきれない薬をもらったりすることなどもあげられます。

本当に必要なときに必要な医療を受けることができるよう、上手なお医者さんのかかり方を心がけましょう。

### かかりつけ医をもちましょう

「かかりつけ医」は、家族の健康を把握し、体調不良や病気にかかったときに気軽に受診できる地域の医院やクリニックのことです。体調がすぐれないと思ったらまず「かかりつけ医」を受診してみてください。いざというときには、適切な病院を紹介してもらえます。

### 休日・夜間の受診はよく考えてから

時間外や深夜、もしくは休日に受診した場合は、診察代のほかに加算料金がかかります。具合が悪いときには、早めに診療時間内に受診するようにし、緊急事態以外の利用はできるだけ避けましょう。

### 重複受診(はしご受診)はやめましょう

同じ病気で、次々と病院を変えたりすると、それまでの治療は中断し、次の医療機関で同じ検査を最初からやり直すこととなります。違う病院にかかるので、その都度「初診料」がかかります。また、注射や投薬の重複で副作用が出て症状が悪化する恐れもあります。

### 薬のもらいすぎに注意しましょう

多くの薬をもらって、使い切れずにあまらせていませんか?薬はたくさんもらった方が安心だからと、必要以上に薬を欲しがらないようにしましょう。また、お薬手帳に薬歴を記録しておくことで飲みあわせのチェックもできます。お薬手帳を有効に活用しましょう。

### ジェネリック医薬品の利用を相談してみよう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、これまで効き目や安全性が実証されてきた薬と同等と認められた低価格な医薬品です。希望する場合は、医師または薬剤師にご相談ください。(裏面もご覧ください。)



全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部

協会けんぽ

検索

〒141-8585 東京都品川区大崎5-1-5 高徳ビル4階 電話03-5759-8025(代表) <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

●協会けんぽ以外の加入者の方は、ご加入の各保険者(健康保険組合等)にお問い合わせください。